

# 仕 様 書

## I 業務概要

1. 業務名 構内除雪作業
2. 実施場所 北見市東三輪3丁目2番地2  
北海道運輸局北見運輸支局及び北海道検査部北見事務所構内

## II 業務仕様

### 1. 除雪作業

- (1) 除雪は、10cm以上の降雪量があったとき又は発注者からの指示があったときに行うものとする。
- (2) 除雪範囲及び集積場所は別添図面のとおりとする。
- (3) 除雪作業は、特に発注者からの指示がある場合の他は午前8時までに完了すること。
- (4) 除雪作業において、午前8時までに作業が完了しない場合及び発注者からの指示に基づき午前8時以降に作業をする場合は、作業順序及び要領については発注者の指示を受けること。
- (5) 土・日曜日、祝日及び公休日は原則として作業を行わない。

### 2. 安全の確保等

- (1) 作業にあたっては、安全の確保に十分留意すること。万一、事故が発生した場合は、速やかに発注者に連絡するとともに、請負者の責任と負担において処理すること。
- (2) 作業にあたっては、建物・工作物等（特に、舗装面、縁石、マンホール、フェンス、樹木等）に十分留意すること。万一、破損した場合は、請負者の責任と負担において原状に復元すること。

### 3. その他

- (1) 除雪作業終了後、発注者の検査を受けること。また、遅滞なく作業に要した時間を発注者に報告するとともに、作業日報に記録しておくものとする。
- (2) 請負料は毎月終了後、当該月の作業時間を取りまとめ、契約単価を乗じて得た額に消費税相当額を加算し、翌月速やかに請求すること（当該月の作業時間を取りまとめ後、1時間未満の端数がある場合には30分以上は1時間に切り上げ、30分未満は切り捨てる。）。  
なお、請求の際には作業日報についても取りまとめ、請求書に当該日報を添えて提出すること。
- (3) 本仕様書に記載なき事項については、発注者の指示に従うものとする。

# 《見取り図》

北見市東三輪3丁目23-2

北海道運輸局北見運輸支局及び北海道検査部北見事務所構内

